# 令和3年度 第4回人事委員会 会議結果

一日時 令和3年6月15日(火) 午前9時00分から9時40分まで

**二 場 所** 人事委員会委員室(県庁第二庁舎 7 階)

# 三 出席者

1 人事委員 委員長 小松哲也

委 員 上田博久

委 員 中本 久美子

2 事務局職員 事務局長 川 本 晴 彦 次長兼任用課長 前 田 俊 和

給与課長 川 口 豊 長 主 幹 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝 係 長 足 立 陽 子

係長山口玲夏

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形

で対応

3 傍聴者 なし

# 四議題

議案第1号 「2021年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

「2021年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説 明】

「2021年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

要求事項		回 答		
1 賃金改善の要求				
準を担保す	、医療サービスの全国水 るため、給与水準も同様 に合わせて改善するこ	○民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況 等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が 得られる給与水準とする必要があると考えていま す。		
薬剤師、看 童相談所職	困難化している獣医師、 護師、教員、保育士、児 遺等について、待遇を改 などにより適正な人員を と。	○任命権者の意見を伺いながら、人員の確保に努めていきたいと考えています。		
2 非正規雇用職員の処遇改善の要求				
職員の任用	に欠かせない非正規雇用  や処遇改善に関わって、   5月11日に成立した	○非常勤職員等の処遇については、給与勧告に併せた 人事管理報告において本委員会の考えを示してきた ところであり、令和2年度から任用上の要件を満た		

要求事項	回 答
「地方公務員法及び地方自治法の一	す会計年度任用職員に期末手当が支給されることと
部を改正する法律」をふまえ、処遇	されたほか、令和3年度から病気休暇等が有給化さ
が改善される方向で人事委員会とし	れるなど、法改正等を踏まえた処遇改善が行われた
て可能な対応を行うこと。	ところです。
(2) 会計年度任用職員の休暇制度、とり	○会計年度任用職員の休暇制度については、制度の趣
わけ有給休暇を拡充するよう各任命	旨及び国、他県等の状況を踏まえながら、正職員と
権者に対して指導すること。	の均衡及び一般労働法制を考慮し、県民の理解が得
	られる制度とする必要があると考えており、令和3
	年度から病気休暇等が有給となるなど、任命権者に
	おいて一定の改善が図られたところです。
3 職位整備の要求	
(1) 少数職種をはじめとする職位の整備	○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可
を前進させるとともに、「人材育	分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行
成、能力開発に向けた基本方針」に	に特段の不具合は生じていないものと認識していま
もとづいた公正な任用を行うよう各	†
任命権者に対して指導すること。	また、任用については、職員の能力・実績を的確
	に評価して公正に処遇することが重要と考えてお
	り、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告にお
	いて、本委員会の考え方などを示していきたいと考
(0) 呦只の「芹」では、ことが性の	えています。
(2) 職員の士気、モチベーション維持の	○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可
ため、職位の整備を進めるよう任命 権者に指導すること。	分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行 に特段の不具合は生じていないものと認識していま
惟有に相导りること。	に特技の小具合は生していないものと認識しています。
4 諸手当改善の要求	9 0
(1) 月45時間を超える時間外勤務手当	○民間事業所の状況を踏まえ、国や他県等の状況を
の支給率を150/100とするこ	総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする
と。	必要があると考えています。
(2) 通勤手当を以下のとおり改善するこ	-
ア 交通機関等利用職員に対する通勤手	○手当の趣旨や国や他県等の状況を総合的に勘案
当について、特急料金にかかる費用	し、県民の理解が得られる制度とする必要があると
を全額	考えています。
支給とすること。	
イ自動車利用者に対する通勤手当につ	○駐車料金の負担については、平成30年度に労使協
いて、駐車料金を含めた実費弁済と	議により一定の改善が図られたところであり、その
すること。	後の状況を注視していきたいと考えています。な
	お、通勤手当は、通勤に要する経費を補助するものではない。
	であり、通勤に要する実費を弁済するものではない
(3) 育児休業者について、一時金や退職	と考えています。 ○手当の趣旨や国や他県等の状況を総合的に勘案
手当の支給率等すべての除算率を改	し、県民の理解が得られる制度とする必要があると
手目の文和率等りへ この	し、泉氏の理解が何られる前及とする必要があると 考えています。
(4) 扶養手当を以下のとおり改善するこ	
ア子の扶養手当の額を国と同額にする	○扶養手当は公民比較対象の給与であることから、民
- こと。	間給与実態調査の結果や、国や他県の状況等を総合
	的に勘案し、検討したいと考えています。
ウ他の扶養者の所得の多寡に関わら	
ず、手当を支給すること。	
(5) 新規採用者に赴任旅費を支給できる	○任命権者の意見を伺いながら、検討していきたい
	1

要求事項	回 答
よう改善すること。	と考えています。
(6) 高齢者部分休業をした者の退職手当 における除算期間を、実際に休業を 行った時間を基に計算すること。	○任命権者において検討されるべきことと考えています。
(7) 待機の実態に見合った手当を支給すること。	○待機の時間については、行動に一定の制約を受けるものの使用者の指揮命令下に置かれているとまではいえないことから、手当の支給はできないものと考えています。
5 休暇制度改善の要求	
(1) 病気休暇制度を以下のとおり改善する	ること。
ア 現在1疾病180日間のクーリン グ期間について国にあわせて短縮 すること。	○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、 県民の理解が得られる制度とする必要があると考え ています。
イメンタル疾患等特定疾病に関する休 暇期間を180日へ延長すること。	○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、 県民の理解が得られる制度とする必要があると考え ています。
ウ 病気休暇の積算対象とならない、定 期通院に対して職務専念義務免除と すること。	○治療のための定期的な通院を病気休暇の対象としていることに特段の不都合は生じていないものと認識しており、職務専念義務を免除する必要があるとは考えていません。
(2) 介護に係る支援制度を以下のとおり	<b>收善すること。</b>
ア 介護休暇期間を1年に延長すること。	○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、 県民の理解が得られる制度とする必要があると考え ています。
イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡 大すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
ウ 介護休業制度を創設すること。	○介護に係る休暇制度全体に関わることであり、国として検討されるべきことと考えています。
(3) 特別休暇の育児時間を1日120分 (60分×2回の分割取得も可能) に延長すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
(4) 子の看護休暇の対象を以下のとおりこ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ア 日数を増やすこと。 イ 対象年齢を18歳まで拡大するこ と。	○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、 県民の理解が得られる制度とする必要があると考え ています。
ウ 養育の実態がある三親等への対象拡 大や臨時休校に伴う子の世話も要件 とするなど、取得要件を緩和するこ と。	
(5) 家族看護休暇を新設すること。	○制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、 県民の理解が得られる制度とする必要があると考え ています。
(6) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり	
ア 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。	○良好で働きやすい職場環境の確保については、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員会の考えなどを示したいと考えています。
イ 不妊治療について長期の休暇が取得 できるよう制度化すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解 が得られる制度とする必要があり、利用状況等を注

	要求事項	回 答
	文小手ス	視していきたいと考えています。
(7)	夏季休暇の取得期間を10月までに	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解
	拡充すること。	が得られる制度とする必要があると考えています。
(8)	子育て部分休暇を小学6年生まで拡	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解
(0)	充すること。	が得られる制度とする必要があると考えています。
(9)	入園式、卒園式等の行事参加も含め	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解
(0)	た育児にも利用できる育児目的休暇	が得られる制度とする必要があると考えています。
	を制度化すること。	
(10)		○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解
	特別休暇の対象に、通所施設の閉鎖	が得られる制度とする必要があると考えています。
	に伴う要介護への対応を加えるこ	
	٤.	
6 労賃	・ 動基準監督強化の要求	
(1)	教員を含めた全ての職員の正確な実	○時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職
	態を記載するとともに、各任命権者	員の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点か
	に対し、時間外勤務の正確な実態把	ら、重要な課題と認識しています。本委員会が時間
	握を基にした、必要な人員配置や増	外勤務命令の上限を定め、平成31年4月から適用
	員、業務の廃止も含めた見直しな	されたところであり、当該上限規制の順守状況を確
	ど、時間外勤務の具体的な縮減策を	認して、給与勧告に併せた人事管理報告の中で時間
	講じるよう指導すること。	外勤務の縮減に関する本委員会の考えなどを示した
		いと考えています。また、引き続き 36 協定の遵守
		状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく
		改善指導をしていきます。
(2)	時間外勤務の上限規制その他職員の	○職場における適正な勤務時間管理が徹底されるよう
	勤務条件が適切に守られているか定	必要な調査等を行い、労働基準監督機関としての職
	期的に調査し、必要に応じて各任命	責を果たしていきたいと考えています。
	権者に対して是正勧告を行うなど、	
	人事委員会として労働基準監督権を	
	適切に行使すること。	
7 職場	景環境改善の要求	
(1)	メンタル疾患罹患を含む業務による	○各職場における職員の安全と健康の確保については、
	健康被害の防止策について、実態を	最も重要な課題であると認識しており、引き続き、
	把握したうえで、実効性あるものと	給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制
	なるよう各任命権者に対して指導す	や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関
165	ること。	する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(2)	労働災害を防止するため、管理職の	○各職場における職員の安全と健康の確保について
	責任を明確にして労働安全衛生体制の確定ない。	は、最も重要な課題であると認識しており、引き続
	の確立をするよう各任命権者を指導	き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理
	すること。	体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実
		に関する本委員会の考えなどを示したいと考えてい ます。
(9)	ハラスメントが発生しないよう、任	
	の	〇ハノヘメントの防止については、重要な課題であ   ると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人
	で行うこと。また、発生した場合の で	事管理報告の中で、良好な職場環境づくりや、より
	対応について指針の見直しも含め、	<ul><li>■ 毎日母報日の中で、及好な職場環境づくりで、より 適切な対応ができる体制づくりに関する本委員会の</li></ul>
	任命権者への指導を行うこと。	考えなどを示したいと考えています。
(4)	女性の職業生活における活躍の推進	○男女の別なく、子育てや家族等の介護を行う職員
( + /	に関する法律(女性活躍推進法)に	がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事
	基づき、特定事業主行動計画が実効	ができる環境の整備は、職員のワークライフバラン
	あるものとなるよう、各任命権者に	スの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要
	対して指導すること。	な取組であると認識しています。このため、引き続
	. ,	1 State of the sta

要求事項		回 答
		き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員
		会の考えなどを示したいと考えています。
(5)	休職者の職場復帰支援策の改善を任	○休職者の職場復帰支援策については、引き続き、仕
	命権者に指導すること。	事と家庭生活の両立支援、職員の健康保持の観点か
		ら、各任命権者の取組状況を注視していきます。
(6)	介護離職者の再採用制度を創設する	○離職者の再採用制度を創設することは考えていませ
	こと。	$\lambda_{\circ}$
(7)	誰もが利用できる短時間勤務制度を	○制度を創設することは考えていません。なお、治療
	創設すること。特にガンの治療をし	と仕事の両立支援は人材確保の観点からも重要な課
	ながら勤務できるような制度とする	題と認識していますので、支援のあり方などについ
	こと。	て、任命権者の意見も伺いながら、本委員会として
		何ができるのか、引き続き必要な検討をしていきた
4 - >	mile III - West II - A Man II - A Mile II - A II - A	いと考えています。
(8)	職場の労働安全衛生を維持・向上さ	○各職場における職員の安全と健康の確保については、
	せるために必要な措置を講じるよう	最も重要な課題であると認識しており、引き続き、
	各任命権者に対して指導すること。	給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制
		や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関
(0)	↑ - ○ PM(石) - 上口	する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(9)	全ての職種に対し、妊娠時の業務軽	○妊娠時の業務軽減については、各所属において事務
	減のため、職員を配置できるよう予算世界な悪だストネタバ会体者な地	分担の見直しなどの対応が図られているところです。 また、
	算措置を講ずるよう各任命権者を指	また、学校においては、妊娠中の女性教諭等の負担
	導すること。	軽減のための会計年度任用職員の配置などの取組が
		行われているところであり、予算措置については任
(10)	労働基準法第36条第1項に規定す	一 命権者と話し合ってください。 ○引き続き 36 協定の遵守状況を確認し、違反事業場
(10)	る協定について、遵守するよう適切	には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。
	る 勝定に フィ・C、 遠寸 するよう 週 切 に指導すること。	には万側盔草仏に座 ノ、以晋旧寺でしているより。
(11)	他の地方公共団体及び民間の状況を	○職員の身分保障に関わることであり、まずは、各
(11)	踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合	任命権者で検討されるべきことと考えています。
	の救済措置を定めた条例制度の制定	
	について勧告・報告を行うこと。	
(12)	人事委員会事務局が、人事評価制度	○人事委員会が職員から勤務条件等に関する苦情相
\ \	等の勤務条件等の相談窓口であるこ	談を行っていることについて、引き続き必要な周知
	とを県職員に周知すること。	を行います。
8 高齢	者雇用制度の要求	
(1)	無年金期間を解消するために定年延	○国家公務員法等の改正案が国会で可決、成立したと
	長を確実に実現するよう意見の申出	ころです。
	を行うこと。	
(2)	再任用職員の給与については、以下の	のとおり任命権者に対して必要な対応を図ること。
ア	再任用される級の最高号級の7割	○再任用職員の給与水準に関しては、引き続き民間給
	以上の水準を確保すること。	与水準の動向及び国における検討状況等を踏まえな
1	生活関連手当を支給すること。	がら検討していきたいと考えています。
ウ	年収について、退職前の7割以上を	
	確保すること。	
(3)	現行再任用制度での希望者全員の再	○国の通知等を踏まえ、本県の実情に合った制度運用
	任用を前提とした運用、または再任用	が行われるよう、任命権者に求めていきたいと考え
	短時間勤務の給与制度上の措置につ	ています。
	いて必要な検討と報告・勧告を行うこ	
	と。	

#### 【質疑等】

委 員:扶養手当については、現在の額に改正して以来ずっとこの要求がされているが、組合として はどの程度強い思いがあるものだろうか。

事務局:給与増額改定の原資が生じた場合に、全体の給料を引き上げなくてもいいから子の扶養手当を引き上げてほしい、とまでは考えていないのではないか。

まず全体の給料を引き上げて、なお原資があれば扶養手当も引き上げてほしいと考えておられるものと思う。大きく景気が改善されないと、なかなか厳しいかもしれないと感じる。

委 員:組合の強い思いが伝わってこないように感じられた。

委 員:原資がないのであれば引き上げられないと回答せざるを得ない。

委員:昨年度から子の看護休暇の取得対象に甥や姪を加えてほしいという要求が出ている。本項目 について組合が強く要求される意図と他県の状況について教えてほしい。

事 務 局:家族看護休暇を設けておられる県でも、三親等を看護の対象にしている県はあまりないのが 現状である。

委員:制度を手厚くしていくということは必要なことかもしれないが、昨年から、聞いていてやや 唐突な印象を受けた。鳥取県独自の事情とか、他県はしているとか、そうした背景があって 要求されているのか、それがあれば認める、ないから認めないということではないが、不思 議に思っている。

委員:組合員からそういう声があるということか。

事務局:親が遠くに行かれている甥の面倒を見ておられる方から、なぜこの子について子の看護休暇がとれないのか、扶養しているのになぜか、ということのようである。

もともと育児・介護休業法という法律で子に限定している。その一線を超えるものであり、 制度的にかなり検討しなければならず、簡単にできることではないことをこれまでも説明し てきたところである。

**委** 員:鳥取県で特に考慮しなければならない事情があれば教えてほしいと思ったもの。了解した。

## 六 次回人事委員会の開催

令和3年7月1日(木)午前9時40分から開催することとした。